

これまでの状況

山梨県内の県境付近の掘削により、静岡県内の水が流動する可能性があるという静岡県の懸念に関し、回復措置等について、静岡県は事前の合意を求めていた。これを受け、新たに流動した水の回復措置及び措置がとられる時期について協議を行ってきた。

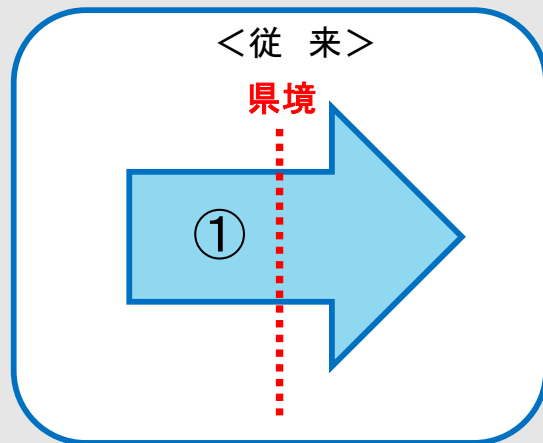
三者合意事項

前提 ○静岡県は、山梨県側へ流出した水に対し、「静岡の水」という所有権を主張し、返還を求めるものではない

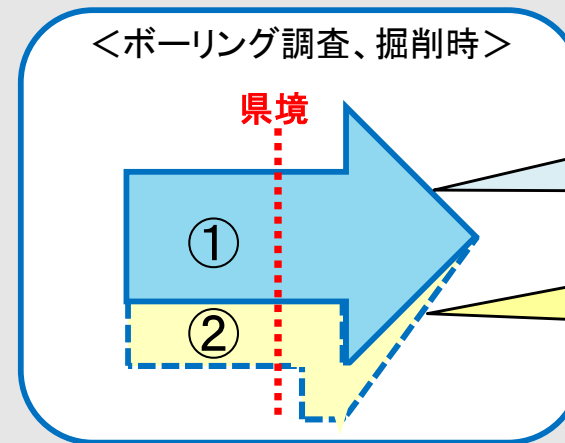
山梨県内のボーリング調査や掘削工事により、水の流れは、以下の2つとなる。

- ① 従来から通常に流動している分 ② 掘削工事等によって、新たに流動することになる分

ここが課題



ボーリング調査
掘削工事により



①自然の状態下で静岡県から山梨県へ流動している水量

②人為的な要因(掘削工事等)により、新たに流動する可能性がある水量

※ ②に相当する水量の推定は、JR東海と静岡県が協力して行う（透水係数、間隙率、水温、同位体組成等から総合的に判断）

合意

ボーリング、先進坑、本坑掘削工事は、②水量の推定作業と並行して進めていく

健全な水循環の回復措置は必要(回復措置の内容は今後調整)